

4 環境部の主な取組

1 環境に関する事業について

(1) 空き家等対策の推進

区は、平成27年度に区内の空き家や、堆積物等による管理不全状態にある居住建築物（いわゆる「ごみ屋敷」）の状況を把握するため実態調査を実施しました。その結果をもとに平成28年度は、空き家およびごみ屋敷をめぐる諸問題の解決に向けた対策・支援・措置等について取りまとめるとともに、条例の制定に取り組みます。

(2) 歩行喫煙対策の取組

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、平成22年4月1日に「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行しました。条例のさらなる周知や注意喚起のため「マナーアップ指導員」が駅周辺を巡回指導しているほか、道路に啓発用路面表示シートを貼付しています。

(3) 節電対策について

東日本大震災以降、区立施設では照明の削減などによる節電を行っています。特に夏期は、区立施設全体で照明の間引きや室温の28℃設定などにより、電気使用量を原則平成22年度比15%以上の削減を目標として取り組んでいます。その結果、平成27年度は目標を上回る18.5%の節電を達成しました。

(4) 環境に配慮した電力調達

電力調達先の多様化および環境にやさしい電力供給を受けるため、区は平成24年度に初めて制限つき一般競争入札を行い、新電力（PPS）から電力を調達しています。入札に際し、各電力会社から発電時に発生する二酸化炭素の排出量などを審査し、練馬区の基準を満たす会社のみ応札可能な仕組みを導入し、温室効果ガス削減に取り組んでいます。平成27年度は158施設に導入しました。

(5) 再生可能エネルギー・省エネルギー設備設置等への支援

地球温暖化対策の一環として、再生可能エネルギー・省エネルギー設備を設置した区民および小規模事業者、管理組合に対して設置費用の一部を補助しています。平成27年度は、新たに蓄電システムを加えた8種類の設備に対して補助を行いました。

2 みどりと水に関する事業について

(1) 樹林等の保全

区内に残る貴重なみどりを保護するため、所有者からの申請により、一定の基準を満たす樹木・樹林を「保護樹木・保護樹林」として指定しています。

また、土地所有者の協力を得て、樹林地の保全を図りながら、憩えるスペースとして「憩いの森・街かどの森」を区民に開放しています。

(2) 練馬みどりの葉っぱい基金（条例名：練馬区みどりを育む基金）

区内のみどりの保護や回復を図るために設立しました。区民等による緑化活動の後押しや、民有の樹木・樹林の保全、取得のために活用します。

基金のキャラクター「ぴいちゃん」は、各種行事等で基金の PR に努めています。

(3) 四季の香ローズガーデン

四季の香ローズガーデンは花とみどりの相談所に隣接して、平成 28 年 5 月に開園しました。バラの香りをテーマとした国内でもめずらしいバラ園です。フルーティー、スパイシーなど 6 種類の香りごとにバラが植栽されており、四季の香公園の既存バラ園を含めて約 220 品種の鮮やかなバラを楽しむことができます。

(4) 民有地の緑化事業

普段の生活の中でみどりの豊かさを実感できるよう、「見えるみどり」を増やすことを目的に、民有地を対象に、みどりの街並みづくり助成金による、生け垣化、屋上緑化、壁面緑化および沿道緑化の支援をしています。

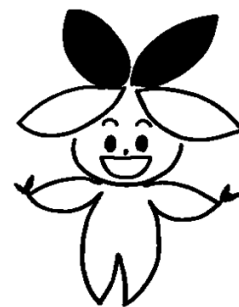
また、みどりのカーテンを普及させるための事業も実施しています。

(5) 河川の水質調査

河川の水質を継続的に監視する水質調査を行っています。その結果、平常時の河川では環境基準値を満たしていることが確認されました。

また、水生生物調査を行い、希少種であるホトケドジョウを始めとする多数の水生生物の生息状況を把握しました。

練馬みどりの葉っぱい基金
キャラクター「ぴいちゃん」



3 清掃とリサイクルに関する事業について

清掃とリサイクル分野では、循環型社会の形成に向けた情報発信や啓発活動を実施しています。ごみの収集・運搬や資源回収を通して、ごみを適正に処理し、3R事業（発生抑制、再使用、再生利用）を推進し、環境都市練馬区の実現を目指しています。

(1) ごみの発生を抑制する

ごみの減量や発生を抑制するための情報発信や啓発活動を実施しています。生ごみの減量化や不用品の再使用など様々な事業に取り組んでいます。

- ① 情報紙「ねりまの環」、普及啓発パンフレット「資源・ごみの分け方と出し方」の発行
- ② 清掃事務所による啓発活動・環境学習・青空集会
- ③ 家庭用生ごみ処理機およびコンポスト化容器の購入費助成による生ごみの減量化
- ④ リサイクル・マーケット支援や大型生活用品リサイクル情報掲示板の設置
- ⑤ リサイクルセンターでの再使用可能な木製家具や不用となった日用雑貨品等を展示・販売

(2) リサイクルを進める

資源のリサイクルを促進するため、集団回収、集積所回収、街区路線回収および拠点回収など多様なルートで資源を回収しています。区の事業活動に伴って発生する資源も回収しています。

- ① 資源回収を行う団体への資源回収業者紹介や報奨金・集荷場案内板等の用品を支給する集団回収支援
- ② 街区路線回収（びん・缶、ペットボトル）
- ③ 拠点回収（乾電池、古着・古布、廃食用油、小型家電など）
- ④ 区立施設から排出される資源の回収（古紙、びん・缶、ペットボトル、乾電池、蛍光管、廃食用油など）

(3) ごみの適正処理を進める

ごみの収集は、可燃ごみ（週2回）、不燃ごみ（月2回）、粗大ごみ（申込制）の3区分で行っています。集積所を適正管理するための排出指導や防鳥用ネットを貸出しています。排出困難世帯の戸別訪問収集も実施しています。なお、粗大ごみや小規模事業者が排出するごみは、有料で収集しています。

- ① 資源・ごみの排出指導、集積所の廃止・分散などの相談
- ② 集積所を清潔に管理するための防鳥用ネット・立体型防鳥用ネット貸出
- ③ 排出困難世帯（高齢者のみ・障害者のみで集積所にごみを出せない世帯）の玄関先などでの戸別訪問収集
- ④ 有料粗大ごみ処理券、有料ごみ処理券の販売